

負債と資本の区分の見直しに関する検討について

1. 背景

負債と資本の区分については、平成 17 年 12 月に、当委員会から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が公表されている。これによれば、貸借対照表上、資産性又は負債性を持つものを資産の部又は負債の部に記載し、それらに該当しないものは資産と負債との差額として純資産の部に記載される。また、報告主体の所有者に帰属するものとして資本の性格を明確にし、純資産の部の内訳として位置づけることとされた。これにより、新株予約権や少数株主持分が純資産の部に含まれるなど、国際的な会計基準との収斂も図られている。

一方、国際的な動向に目を移すと、負債と資本の中間的な性格を有する金融商品の発行によりその区分を容易に捌けない事例が増加しており、金融商品会計プロジェクトの一部として、両者の区分を根本的に見直すプロジェクトが進められている。IASB と FASB は、2006 年 2 月に公表した会計基準のコンバージェンスに向けた作業計画 (MoU) の中で、負債と資本の区分を取り上げている。FASB は、2007 年 11 月に予備的見解文書「資本の特徴を有する金融商品」を公表し、2008 年 5 月までコメントを受け付けている。IASB も FASB の文書公表を受けて、2008 年第 1 四半期のディスカッション・ペーパー公表を目指している。

2. 今後の進め方

東京合意の趣旨に鑑み、IASB/FASB の議論の動向を踏まえ、まずは、FASB が公表した予備的見解文書を元に検討を進めてコメント提出を行う。その上で、我が国でも、国内的な実行可能性等を模索した上で、同様の論点整理の公表を目指す検討を進めてはどうかと考える（その際には、専門委員会を立ち上げて行う）。

このため、当面の間、新設の「負債と資本の区分に関するワーキング・グループ」で検討を行ってはどうかと考える。メンバーとしては、学者、会計士、金融機関関係者等を予定している。

以 上